

意見招請説明書

令和4年12月2日
岐阜県教育委員会学校支援課

県立高等学校校務支援システムの構築、賃貸借及び保守業務委託に関する仕様書案への意見招請について、以下のとおり説明します。

以下の点に留意し、意見書等を期限までに提出してください。

I 仕様書案等の交付期間及び交付方法等

1 交付期間

令和4年12月2日（金）から令和4年12月9日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

2 交付方法

(1) 電子メールの場合

①当課電子メールアドレスに、関係書類の送付依頼のメールを送信してください。

ア. 送付依頼先メールアドレス: c17782@pref.gifu.lg.jp

イ. 件名は以下のようにしてください。

・「県立高等学校校務支援システムの構築、賃貸借及び保守業務委託に関する仕様書等の送付依頼」

ウ. 送信者が分かるように以下の内容を記載してください。

- ・企業名
- ・担当者氏名
- ・連絡先(電話番号及びメールアドレス)

②送付依頼メール送信後、2営業日以内に関係書類を当課から送付します。

ア. 送付する関係書類は以下のとおりです。

- ・仕様書案
- ・別紙様式1～3

イ. 2営業日を過ぎても関係書類が当課から送付されない場合は、IIの4の連絡窓口までご連絡ください。

(2) 紙媒体の場合

IIの4の窓口にて紙媒体でお渡しします。

II 意見書の提出方法等

1 提出期限

令和4年12月23日（金）午後5時 ※必着

2 提出物

「提出表紙」（別紙様式1）、及び「意見書」（別紙様式2）

※仕様書案で使用されている語句及び記述内容等に不明な点がある場合は「質問書」（別紙様式3）

3 提出方法

電子メールに様式を添付して送付 ※III-1-(5)参照

4 提出先及び連絡窓口

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県教育委員会事務局学校支援課教科教育第二係

Tel: 058-272-1111(3548)

Fax: 058-278-2822

E-mail: c17782@pref.gifu.lg.jp

III 留意事項

1 意見等提出について

(1) 意見には必ず修正案を記入してください。

(2) 提出された意見は参考としますが、最終的に仕様書に反映するかどうかについては、県が決定します。

(3) 電話等口頭での質問は一切受け付けませんので「質問書」にて提出してください。

(4) 意見招請の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。

(5) 電子メールで送付する場合の注意事項

①件名は以下のようにしてください。

- ・意見書

→「【意見】県立高等学校校務支援システムの構築、賃貸借及び保守業務委託仕様書案」
・質問書

→「【質問】県立高等学校校務支援システムの構築、賃貸借及び保守業務委託仕様書案」
※意見書、質問書を同時に送付する場合は、意見書の件名としてください。

②本文には、発信元の企業名、担当者名、電子メールアドレスを明記してください。

2 意見等への回答について

- (1) 意見等に対しては個々にではなく、概ね一週間ごとに一括して回答することとし、仕様書案の交付を行った全企業に対して、同一内容を同一時期に電子メールで行います。
- (2) この際、意見等の内容及び回答のみとし、意見等の提出を行った企業名については、公表を予定していません。
- (3) 意見等の回答は、仕様書案の交付時に確認した電子メールの連絡先に対して送信します。

3 提出された資料の取り扱いについて

- (1) 提供された意見、資料等は、県の情報公開条例に基づいて取り扱います。
- (2) 提供された意見、資料等については、返還には応じられません。

4 その他

今回提供する資料に含まれるすべての情報は、本意見招請以外の利用を認めません。